

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社 YNP と労働者代表であるに新島 南波は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

- 第 1 条 本協定は、会社に雇用される派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 株式会社 YNP は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、休日労働手当及び通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

- 第 3 条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 5 年 8 月 29 日職発 0829 第 1 号「令和 6 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準とした一般基本給・賞与の額」(厚生労働省)の該当業務とする。
- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与及び退職手当とは別に、第 6 条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、関東の就業地で派遣を行うことから、通達に定める「地域指数」の該当都道府県により調整とする。

(基本給及び賞与)

- 第 4 条 対象労働者の基本給及び賞与は、別表 1 を下限とし個別に定める。

- 2 当社は、第 8 条の規定による対象労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容であったとしても、その経験の蓄積・能力向上があると認められた場合には、基本給額の 1 ～ 3 %の範

囲で昇給させることができる。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

(時間外手当、深夜・休日手当)

第5条 対象従業員の時間外手当、深夜・休日手当は、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(退職手当)

第7条 対象従業員の退職手当は、別表の一般基本給などの額の6%の額を前払い退職金として支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 賃金の決定は、一期または契約更新ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、スキル・能力の向上、勤怠状況、積極性、責任性、協調性など派遣先評価も含め総合的に判断するものとする。その評価結果に基づき、基本給の額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則第71条の規定を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員キャリアアップに資する教育訓練実施計画書」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの1年間とする。

令和6年9月1日

株式会社 YNP 代表取締役 野中 優祐 ㊞

労働者代表 新島 南波 ㊞